

公共下水道（取付管・接続ます）改善への支援事業実施要綱

改正 平 2 8 . 4 . 1

（目 的）

この要綱は、本市で計画的に実施する公共下水道（污水管きょ）の改築更新事業に先立ち、建物の新築・改築時期に下水道法第 16 条の規定に基づいて公共下水道管理者以外が取付管・接続ます改築工事を行う場合に、対象となる支援事業や給付金について定める。

（対象物件）

- 第 1 条 給付金交付の対象となる物件は、本市が管理する公共下水道のうち既に設置されているコンクリート製の接続ます及びヒューム管・陶管の取付管並びに構造的な異常が認められる接続ます及び取付管とする。
- 2 既設の取付管及び接続ます（以下「取付管等」という）であっても、老朽化度合いが低く、改善の必要がないと市長が判断するものは対象とならない。
 - 3 老朽化が認められ改善が必要な取付管等であっても、本市の改築更新計画との整合性あるいは事業にかかる期間や経費の観点から、本市が改築工事を実施する方が効率的と市長が判断するものは対象としない。

（申請者）

第 2 条 給付金を交付申請することができる者は、次のとおりとする。

- （1）対象となる取付管等が設置あるいは埋設されている土地の所有者またはその土地を現に使用している者
- （2）対象となる取付管等に接続する排水設備の所有者またはその排水設備を現に使用している者
- （3）前 2 号に該当する者から、当該地における土地の造成や建物の建設または取り壊し、あるいは排水設備や給水設備、ガス管等の布設または撤去等を請負う者。ただし、神戸市下水道条例第 8 条に定める下水道排水設備指定工事者の指定を受けている者に限る。

（事業認定申請）

- 第 3 条 申請者は、本件事業について給付金の交付を受けようとする際には、あらかじめ本市と協議を行い、対象となる取付管等に改築工事が必要か確認を受けた上で、支援事業認定申請書（様式 1）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請を受けた市長は、対象となる取付管等について、支援事業交付予定額通知書（様式 2）を送付する。また、変更が生じる場合は必要に応じて本市と協議することとし、本市が変更を承認した場合は支援事業交付予定額変更通知書（様式 3）を送付する。

（事業実施にあたっての申請者等の義務）

第 4 条 申請者は、事業の実施にあたって、次の事項を守らなければならない。

- （1）事業着手にあたり、下水道法第 16 条の規定により、取付管・接続ます改築工事施工承認申請書を提出し、公共下水道管理者より、公共下水道の施設の工事に関する承認を受けること。
- （2）事業及び工事の実施にあたっては、公共下水道管理者から工事承認時に付された条件どおりに行うこと。やむを得ず内容を変更する際には、申請者は事前に事業については市長、工事については公共下水道管理者の同意を得ること。

（給付金）

第 5 条 給付金の交付対象は、取付管・接続ます改築工事とする。給付金の支給額は改築工事に要した費用とし、上限を 100 万円（消費税込み）とする。

(市長の調査権等)

第6条 市長は、認定した事業の実施状況を調査することができ、申請者はこれに応じなければならない。また、申請者は市長から報告書提出の求めがあった場合、速やかにこれに応じなければならない。

2 市長は、前項の調査により不適当な事項を発見した場合は、申請者に対し、必要な是正措置を求めることができる。

(給付金請求等)

第7条 本件事業について給付金の交付を受けようとする者は、取付管・接続ます改築工事完成検査合格通知書を受領後、同一年度内に「給付金交付申請書兼請求書」(様式4)を市長に提出しなければならない。

2 本件給付金を受けた者は、当該事業の内容を証明する資料を年度末から5年間保存し、この間本市から開示請求があれば、これに応じなければならない。

(給付金交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の給付金交付申請書兼請求書を受領したときは、その内容を審査し適当と認めた場合は、給付金の額を決定し、「給付金交付決定通知書」(様式5)により申請者に通知する。

(給付金の交付)

第9条 市長は、前条により給付金交付決定を行った者からの請求に基づき、給付金を交付する。

(給付金交付決定の取消および返還)

第10条 市長は、申請者もしくは申請者から委任を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、事業の認定を取り消し、または給付金交付決定を取り消し、あるいは既に交付した給付金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき
- (2) 事業認定又は給付金交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (3) 第6条に基づく調査及び是正措置の要求に従わないとき
- (4) 偽りその他不正な手段により給付金の交付を受けたとき
- (5) その他、市長が給付金を交付するに適しないと認めたとき

(給付金交付決定の取消等の効果)

第11条 前条各号の一に該当し、市長が事業の認定を取り消し、または給付金交付決定を取り消し、あるいは既に交付した給付金の全部もしくは一部の返還を命じた者は、その日から3年間、本件支援事業の申請を認めない。なお、申請者が法人の場合は、その代表者または役員が、代表者又は役員あるいは従業員となっている別の法人についても同様に3年間申請を認めない。

2 市長が、交付決定の一部または全部を取り消した場合において、当該取り消しにかかる部分に関し、既に給付金が交付されているときは、その支払われた給付金の過払い額を市長の指定する納付期限までに返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金制度の内容等必要な事項については、建設局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

支援事業認定申請書

年 月 日

神戸市長 へ

申請者 住所.....

氏名..... 印

電話.....

公共下水道（取付管・接続ます）改善への支援事業実施要綱第 3 条第 1 項に基づき事業の認定を申請します。

支援事業交付予定額通知書

年 月 日

申請者 住所

氏名様

神戸市長



年 月 日付で申請のありました支援事業認定申請について、公共下水道
(取付管・接続ます) 改善への支援事業実施要綱第 3 条第 2 項に基づき交付予定額
を下記のとおり認定しましたので通知します。

なお、給付金の交付については、取付管・接続ます改築工事完成検査合格通知書を受領後、給付金交付申請書兼請求書を提出してください。

記

交付予定額 円

支援事業交付予定額変更通知書

年 月 日

申請者 住所

氏名様

神戸市長



年 月 日付で申請のありました支援事業認定申請について、公共下水道
(取付管・接続ます) 改善への支援事業実施要綱第 3 条第 2 項に基づき交付予定額
を下記のとおり変更認定しましたので通知します。

なお、給付金の交付については、取付管・接続ます改築工事完成検査合格通知書を受領後、給付金交付申請書兼請求書を提出してください。

記

交付 (変更) 予定額 円

給付金交付申請書兼請求書

年 月 日

神戸市長 へ

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

電話 _____

公共下水道（取付管・接続ます）改善への支援事業実施要綱第7条第1項に基づき給付金の交付を申請します。

取付管・接続ます改築工事完成検査合格通知

年 月 日 第 号

請 求 額			百万			千			円

内 訳

施行場所：

取付管・接続ます改築工事費 1式

給付金の受領を委任する場合は、次の欄に記載してください。

受任者	委任者
住所	住所
氏名 _____ (印)	氏名 _____ (印)

請求代金は、下記の預金口座に口座振込の方法により決済してください。

ただし、下記の事項を承認いたします。

振込先金融機関	預金種目	1 普通 2 当座	口座番号						
銀行 支店		3 その他 ()							
金融機関コード	口座名義	フリガナ							
支店コード									

- 1 貴市の口座振込手続き完了をもって当方は受領したものと認め、あらためて領収証は発行いたしません。
- 2 上記について万一事故が生じた場合は、当方において一切の責任を負い貴市にはご迷惑をおかけいたしません。
- 3 上記の請求代金に対し、振込手数料を必要とする場合は、当方が受領する金額から差引きされても異議ありません。

給付金交付決定通知書

年 月 日

申請者 住所

氏名様

神戸市長



平成 年 月 日付で申請のありました給付金交付申請について、公共下水道（取付管・接続ます）改善への支援事業実施要綱第8条に基づき下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付金交付額 円